

- ・ 保育所（地域子育て支援センター）での開放保育の実施
- ・ 幼稚園の開放保育の実施
- ・ 学校体育施設等の開放や余裕教室の活用

## ⑥世代間交流事業

地域の青少年の自主的な活動の活性化を目指し、地域、学校の相互連携により青少年に実践の場を提供することにより、自主的な活動を支援する。

また、高齢者の生きがいがづくりと社会参加を推進するとともに、様々な伝統・文化、また、交流の機会を通じ子どもたちが社会性等を養い、地域活動の拠点づくりを行います。

- ・ 学童保育への中学生ボランティアの受け入れ

## （2）子育てと両立しやすい就労環境

育児休業制度の活用をはじめとして、働き方の見直しや支援のあり方等、仕事と子育てが両立しやすい就労環境の整備について、事業所への意識啓発に努めます。

### ①事業所への意識啓発

次世代の社会を担う子どもは、家庭だけでなく、社会全体で育むものであるという視点に立ち、育児休業や介護休業制度の普及・利用促進や、その他、仕事と両立し、子育てがしやすいよう、働き方の見直しや支援のあり方の検討も含めた子育てにやさしい就労環境の整備について、事業所への意識啓発に努めます。

### ②男女共同参画社会の推進

男女雇用機会均等法や労働基準法等に関する法律に基づき、就労の場において、性別を問わず、その能力が十分活かされるよう、普及・啓発を推進します。

また、家庭においても、これまでの固定的な役割分担ではなく、家事や育児において、それぞれの家庭に合った役割分担が行われ、子育てが負担となることのないよう、男女共同参画社会の推進を図ります。

### ③関係機関との連携による推進

子育てと両立しやすい就労環境や男女共同参画社会の推進について、国・県の関係機関と連携を図り、意識啓発等に努めます。

### ④各種子育て支援サービスの充実、活用

さまざまなライフスタイルや多様化する就労形態に合わせて必要な支援が行えるよう、子育て支援サービスを充実するとともに、十分活用され、仕事と子育てが両立しやすくなるよう、周知を図ります。